



注) 移転後の現庁舎活用は現時点で未定であるため、活用方針が決まるまでの間「新庁舎への案内標識」として利用を検討。

両面化にあたっては、標識柱・基礎等の既存構造を前提としつつ、風荷重等を考慮した構造計算・照査を実施し、道路標識設置基準および関係技術基準に適合することを確認したうえで再活用を検討。